

諸 資 格 取 得 方 法

本学において取得できる資格は入学年度によって異なるため、以下の表を参照すること。
ただし本学のカリキュラムは仏教学および社会福祉学に必要な専門的知識を得ることを目的として編成されているため、専門的学修を中心に余裕を持って学習計画を立て、各資格取得を目指すこと。

なお、編入学生、転入学生、科目等履修生等は教務課において事前に指導を受けること。

□ 入学年度別 取得可能資格確認表

取得可能資格	2014年度以降 入 学 生	
	仏教学科	社会福祉学科
社会福祉士受験資格	—	○
精神保健福祉士受験資格	—	○
初級パラスポーツ指導員	○	○
社会福祉主任用資格	○	○

社会福祉士国家試験受験資格

(1) 社会福祉士の定義

「社会福祉士」とは、登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者、その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう。

(2) 社会福祉士国家試験受験資格取得に係る指定科目及び資格取得の流れ

2012年度以降入学生および2014年度以降編入学生 P63参照

2021年度以降入学生および2023年度以降編入学生 P64参照

(3) 指定科目における実習科目の注意

(2012年度以降入学生および2014年度以降編入学生)

①相談援助実習受講資格

新入生：3年次で相談援助実習を履修するには、2年次で相談援助実習指導Ⅰの単位を修得済みであること。3年次においては、相談援助実習指導Ⅱ・Ⅲと相談援助実習を必ず同時に履修すること。

編入生：本学では、編入学当年度に学外実習を実施しないため、3年次では相談援助実習指導Ⅰを履修し、必ず単位を修得すること。4年次においては、相談援助実習指導Ⅱ・Ⅲと相談援助実習を必ず同時に履修すること。

(2021年度以降入学生および2023年度以降編入学生)

①ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ受講資格

新入生：2年次においてソーシャルワーク実習指導Ⅰとソーシャルワーク実習Ⅰを必ず履修すること。

3年次においては、ソーシャルワーク実習指導Ⅱ・Ⅲとソーシャルワーク実習Ⅱを必ず同時に履修すること。

編入生：3年次においてはソーシャルワーク実習指導Ⅰとソーシャルワーク実習Ⅰを必ず同時に履修すること。

4年次においてはソーシャルワーク実習指導Ⅱ・Ⅲとソーシャルワーク実習Ⅱを必ず同時に履修すること。

②配属実習について

配属実習は、4週間集中で実施する。実習先によっては宿泊実習の形態をとる場合があるので、あらかじめ了解しておくこと。

2012年度以降入学生および2014年度以降編入学生：180時間、1ヶ所で実施する

2021年度以降入学生および2023年度以降編入学生：240時間、2ヶ所で実施する

③実習先の選定について

配属先・配属期間については、大学が指定する。

④実習中について

実習（指導）は、春学期の事前学習・秋学期の事後学習として一年間を通じて実施する。

配属される実習先は生活の場であるため、施設や施設利用者の迷惑とならないよう真剣に取り組むこと。

⑤実習費について

実習指導・実習には所定の実習費が必要となる。これら実習費が納入されない場合、履修登録が完了となっておらず、学内での授業に出席していても単位は修得出来なくなるため、配属実習も実施されなくなるので注意すること。

精神保健福祉士国家試験受験資格

(1) 精神保健福祉士の定義

「精神保健福祉士」とは、登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門知識及び技術をもって、精神病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者を言う。

(2) 精神保健福祉士国家試験受験資格取得に係る指定科目及び精神保健福祉士の資格取得の流れ

2022年度以降入学生および2014年度以降編入学生 P63参照

2021年度以降入学生および2023年度以降編入学生 P64参照

(3) 指定科目における実習科目の注意

①精神保健福祉援助実習受講資格

精神保健福祉援助実習を4年次で履修するためには、3年次で精神保健福祉援助実習指導Iの単位を修得済みであること。

②配属実習について

配属実習は、精神病院と精神保健福祉機関の2種でそれぞれ実施する。実習先によっては宿泊実習の形態をとる場合もあるので、あらかじめ了解しておくこと。

③実習先の選定について

配属先・配属期間については、大学が指定する。

④実習中について

実習（指導）は、春学期の事前学習・秋学期の事後学習として一年間を通じて実施する。配属される実習先は生活の場であるため、施設や施設利用者の迷惑とならないよう真剣に取り組むこと。

⑤実習費について

実習指導・実習には所定の実習費が必要となる。これら実習費が納入されない場合、履修登録が完了となっておらず、学内での授業に出席していても単位は修得出来なくなるため、配属実習も実施されなくなるので注意すること。

初級パラスポーツ指導員

初級パラスポーツ指導員とは、障がいのある人たちが、スポーツを楽しみながら主体性のある生活を送れるよう、スポーツを通して支援する専門家である。

(1) 資格取得の方法

本学で指定科目の単位を修得し、公益財団法人日本パラスポーツ協会へ資格取得申請を行うことにより、財団から認定される。

(2) 主な活躍の場所

障がい者スポーツ大会などのイベント、障がい者スポーツ協会主催の教室
パラリンピック等の大会での介助やボランティア等

(3) 指定科目

障害者スポーツ論、障害者福祉論A
ボランティア論

社会福祉主事任用資格

(1) 社会福祉主事任用資格とは

社会福祉主事任用資格は、本来、福祉事務所の現業員（ケースワーカー）、査察指導員（スーパーバイザー）として任用される者に必要とされる資格（任用資格）である。また、社会福祉施設等の相談員や指導員になるための資格としても準用される場合が多くなってきている。

(2) 社会福祉主事任用資格の取得方法

下表の開講科目のうち、3科目以上（各科目A・Bセットで1科目とみなす）の単位を修得すれば、卒業と同時に任用資格を得たこととなる。

指 定 科 目	本学開講科目	指 定 科 目	本学開講科目
社会福祉概論	社会福祉原論A・B	精神障害者保健福祉論	精神保健福祉論Ⅰ・Ⅱ
社会福祉援助技術論	社会福祉援助技術総論A・B		精神保健学A・B
社会福祉調査論	社会福祉調査論A・B		精神医学A・B
社会保障論	社会保障論A・B	法学	法律学概論A・B
公的扶助論	公的扶助論A・B	経済学	経済学概論A・B
児童福祉論	児童福祉論A・B	社会学	社会学概論A・B
家庭福祉論	家族援助論A・B	心理学	心理学概論A・B
身体障害者福祉論	障害者福祉論A・B	倫理学	倫理学概論A・B
老人福祉論	老人福祉論A・B	医学一般	医学一般A・B
医療社会事業論	医療福祉論A・B	介護概論	介護概論A・B
地域福祉論	地域福祉論A・B		

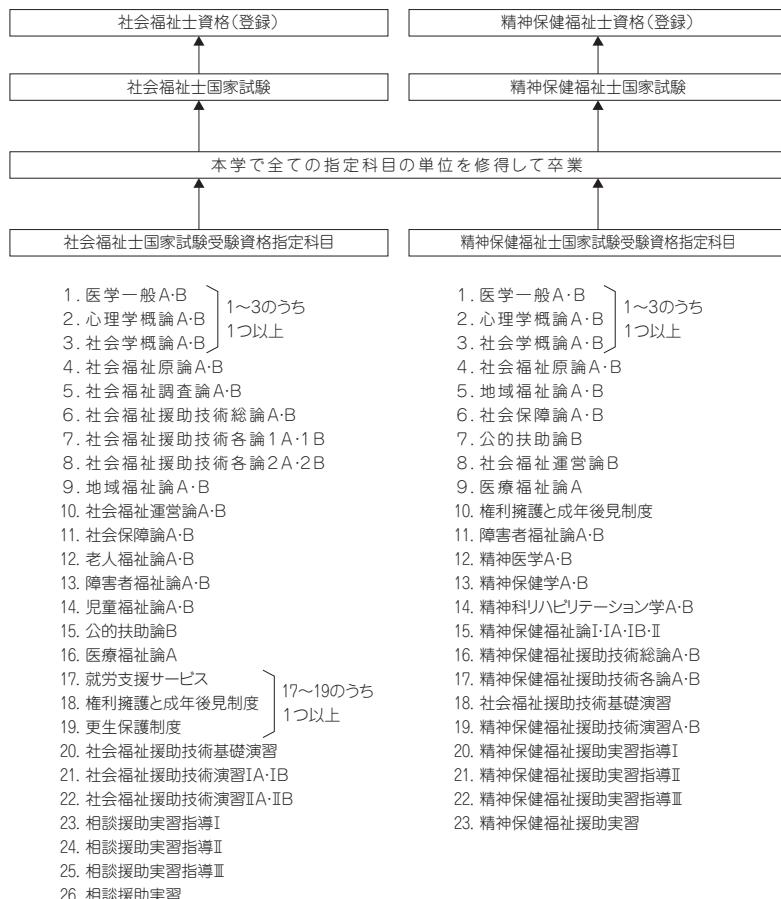
※ 指定科目は上記以外にもあるが、本学開講科目が無いため省略

(2021年度以降入学生および2023年度以降編入学生)

指定科目	本学開講科目	指定科目	本学開講科目
社会福祉概論	社会福祉原論A・B	精神障害者保健福祉論	精神保健福祉制度論
社会福祉援助技術論	社会福祉援助技術総論A・B		精神保健学A・B
社会福祉調査論	社会福祉調査論		精神医学A・B
社会保障論	社会保障論A・B	法学	法律学概論A・B
公的扶助論	公的扶助論	経済学	経済学概論A・B
児童福祉論	児童福祉論A・B	社会学	社会学概論A・B
家庭福祉論	家族援助論A・B	心理学	心理学概論A・B
身体障害者福祉論	障害者福祉論A・B	倫理学	倫理学概論A・B
老人福祉論	老人福祉論A・B	医学一般	医学一般
医療社会事業論	医療福祉論	介護概論	介護概論A・B
地域福祉論	地域福祉論A・B		

※ 指定科目は上記以外にもあるが、本学開講科目が無いため省略

国家試験受験資格を取得するまで (2012年度以降入学生および2014年度以降編入学生)



国家試験受験資格を取得するまで (2021年度以降入学生および2023年度以降編入学生)

